

# ○駐車監視員資格者講習実施要領

〔平成18年9月7日  
通達（交指セ）第54号〕

## 第1 目的

この要領は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第51条の13第1項第1号イに規定する講習（以下「講習」という。）及び同号ロに規定する公安委員会の認定について、確認事務の委託の手続等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号。以下「委託規則」という。）及び山梨県警察放置車両確認事務の委託の手続等に関する規則（平成17年山梨県公安委員会規則第14号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

## 第2 事前準備

### 1 講習責任者の指定

交通部交通指導課長は、講習の円滑かつ効果的な運用を図るため、次の事務を行う講習責任者を選任するものとし、原則として警部以上の階級にある警察官又はこれに相当する警察職員をもって充てる。

- ア 講習計画の作成に関すること。
- イ 講習の実施の管理に関すること。
- ウ 修了考查の合否の判定に関すること。
- エ 警察庁及び他の都道府県警察との連絡調整に関すること。

### 2 講習実施の時期等

- (1) 法第51条の8第1項の登録の要件の一つとして、駐車監視員が放置車両の確認等を行うものであることが必要であり、申請法人がこの要件を満たすものとして、2人分の駐車監視員資格者証の写しを提出させることとしている。このため、第1回目の講習は、翌年度の委託事務に係る業者説明会以後できるだけ速やかに実施するものとする。
- (2) 交通部交通指導課長は、委託先選定後、受託法人が当該受託した確認事務を適正に実施するのに必要な駐車監視員資格者証保有者を確保せざる必要があると見込まれる場合には、受託法人内定後から委託事務開始の日までの間に講習（第2回目の講習）を実施するものとする。この場合において、委託事務開始の日までに確実に駐車監視員資格者証を交付できる時期を設定するものとする。
- (3) 講習実施の要否、時期、回数等については、当該年度における委託先選定手続の実施予定の

有無、放置車両確認機関、受講希望者の要望等を総合的に勘案して判断するものとする。

### 3 講習の受講人員

講習の1クラスの編成は、講習効果の上がるような適正な人数（原則として50人程度）で編成するものとする。ただし、特に多数の受講者が見込まれる場合で、多人数のクラス編成を行うときは、会場規模及び講習人員に応じて必要な視聴覚機材等（マイク、スピーカー、プロジェクター、大型スクリーン等）を設置又は増設するほか、講習補助員を増員配置し、講習効果に大きな差がないよう配意するものとする。

### 4 講習計画の作成等

(1) 講習計画を講習実施予定期日の1か月前までに作成するものとする。

(2) 講習計画の作成に当たっては、次の事項に留意するものとする。

ア 講習細目が、修得すべき知識の順序、難易等を考慮して受講者が理解しやすいように配列されていること。

イ 講習細目ごとに所要時間、講師の氏名、講習補助要員の人数、使用する教材、設置すべき視聴覚教材の種類及び数等が示されていること。

(3) 講習細目、講習時間の配分等は、駐車監視員資格者講習実施細目基準（別添1）に準拠するものとする。

(4) 講師は、講習項目に応じて、知識、経験及び教育能力において十分な適格性を有する者とする。

(5) 講習において使用する教材等は、講習用に作成されたテキストその他資料、視聴覚教材等を活用するものとする。

### 第3 講習の公示

1 講習を行おうとするときは、委託規則第6条の規定による公示を行うほか、山梨県警察ホームページへの掲載等広く広報を行うとともに、事前に受託（登録）希望を有する法人の把握に努め、関係団体等を通じて公示事項の周知を図るものとする。

2 委託規則第6条に規定する講習の公示は、山梨県公安委員会掲示板に掲示して行うものとする。

### 第4 受講申込書の受理

1 受講申込書の受理に際しては、講習修了証明書の交付を受けていても駐車監視員資格者証交付申請の段階で法第51条の13第1項第2号に掲げる欠格事由に該当する場合には、駐車監視員資格者証の交付を受けることができない旨を事前に説明し、これを了知させるものとする。

2 受講申込書を受理したときは、受講票を作成し、速やかに交付又は送付するものとする。

## 第5 講習の実施

- 1 講習は、講習計画に従い適切かつ効果的に実施するものとする。
- 2 ビデオ、スライド等視聴覚教材を用いることにより、より講習効果が高まると認められる場合には、積極的に視聴覚教材を活用するものとする。
- 3 講習補助員は、資料の配布、視聴覚機材の設置及び操作、受講者の対応その他講師の指示に従い、講習を補助するものとする。

## 第6 修了考査

### 1 考査の意義

修了考査は、受講者が講習事項を理解したか否かを確認するものであり、難解な問題により受講者間に優劣を付ける選抜試験の類ではないことに留意するものとする。

### 2 実施対象者

修了考査は、原則として当該講習のすべての課程に出席した者について実施するものとする。ただし、当該講習におおむね7分の5以上出席した者で、残りの課程に出席できなかつた理由として、病気、交通途絶その他社会の慣習等からやむを得ない事情がある者については、修了考査を受けることができるものとする。

### 3 出題要領等

- (1) 修了考査の出題は、正誤式問題50問とする。
- (2) 配点は1問につき2点とする。
- (3) 修了考査の時間は、1時間とする。
- (4) 試験問題の作成に当たっては、別に定める修了考査問題例の中から選択するか、又はこれを参考として同程度の難易度の問題を作成するものとする。
- (5) 修了考査問題例は、講習責任者が保管するものとし、関係者以外の者には閲覧させないよう、その取扱いには十分注意するものとする。
- (6) 出題の配分については、駐車監視員資格者講習における修了考査の出題配分基準（別添2）に準拠して行うものとする。
- (7) 修了考査において配布した出題用紙は、確実に回収し、焼却処分をするなど問題の散逸防止を徹底するものとする。

### 4 合否の判断基準

90点（正解率90パーセント）以上の者を合格とする。

## 第7 講習修了の結果の伝達

- 1 修了考査の合否判定をしたときは、速やかに、受講者に講習修了の判定結果を通知するものとする。
- 2 修了考査に合格した者が委託規則第9条第1項に規定する駐車監視員資格者講習の課程を修した者に該当するものであり、この者に対して駐車監視員資格者講習修了証明書（以下「修了証明書」という。）を交付するものとする。

#### 第8 修了考査において不正行為をした者の取扱い

- 1 修了考査において不正行為をした者は、その得点にかかわらず不合格とする。
- 2 不正な手段により合格した者に対して修了証明書を交付していることが明らかになったときは、次の措置をとるものとする。
  - (1) 受講者に対して改めて講習修了の判定結果を通知し、当該修了証明書の返納を求めること。
  - (2) 他の都道府県において当該修了証明書を用い、駐車監視員資格者証を取得しようとした、又は既に取得しているおそれがあることから、警察庁及び他の都道府県警察に対し、(1)の返納を受けた年月日、当該修了証明書の番号、これを交付した者の氏名及び住所を記載した文書により、速やかにその旨を通知すること。

#### 第9 修了証明書

- 1 修了証明書の様式は、委託規則別記様式第1号によるものとする。
- 2 修了証明書の交付の際には、修了証明書は講習を修了した証明であって、駐車監視員資格を証するものではないことを説明するとともに、駐車監視員資格者証交付申請手続について教示するものとする。

#### 第10 修了証明書の再交付

- 1 修了証明書の再交付申請に当たっては、亡失又は滅失の状況を具体的に記載させるものとする。
- 2 亡失した修了証明書を発見した場合には、速やかに返納するよう指導するものとする。

#### 第11 駐車監視員資格者講習課程修了者と同等以上の技能及び知識を有する者の認定

- 1 委託規則第10条第1項各号に掲げる者の技能及び知識の審査は、原則として、講習における修了考査と同程度の難易度の考査（以下「認定考査」という。）を実施することにより行うものとする。
- 2 委託規則第10条第1項第1号に規定する「道路交通関係法令の規定の違反の取締りに関する事務に従事した期間が通算して3年以上である者」とは、交通取締り等に直接従事した期間のほか、これを管理、監督、指導等した期間が通算して3年以上である警察官又は交通巡視員とする。なお、この場合においての交通取締りは、駐車違反の取締りに限られないものとする。また、

申請に際しては、申請者の経歴に関してその者が現に所属する所属の長が作成する書面又は人事担当課等が作成した申請者の人事記録を証する書面を委託規則第10条第3項に規定する書面として添付させるものとする。

3 委託規則第10条第1項第2号に規定する「確認事務における管理的又は監督的地位にあった期間が通算して5年以上である者」とは、放置車両確認機関（放置車両確認機関であった法人を含む。以下同じ。）において駐車監視員を実質的に管理し、又は監督する業務に従事した期間が通算して5年以上である者であって、最終的にその者が在籍し、又は在籍していた放置車両確認機関がその旨を認証するものとする。

なお、申請に際しては、申請者が作成する経歴書のほか、放置車両確認機関が作成する書面を委託規則第10条第3項に規定する書面として添付させるものとする。

4 委託規則第10条第1項第3号に規定する「前二号に掲げる者と同等の経歴を有する者」とは、次のような者が考えられるが、その判定に当たっては、その者の活動歴、当該活動の態様、その他の経歴を総合的に考慮するものとする。

なお、申請に際しては、申請者が作成する経歴書のほか、所属団体等の証明書、推薦状その他申請者が必要と認める各種の書類を添付させるものとする。

(1) 過去に駐車監視員資格者証の交付を受けていたが、法第51条の13第2項第1号に該当し、又は同号に該当するに至って駐車監視員資格者証の返納を命ぜられた者で、当該返納事由が解消するに至ったため、再度駐車監視員資格者証の交付を受けようとする者

(2) 委託規則第10条第1項第1号又は第2号に規定する経歴年数には満たないが、従事している期間の活動態様、頻度その他の事情から実質的に同項第1号又は第2号に掲げる者と同等以上の経歴を有すると認められる者

(3) 違法駐車防止活動に取り組む市町村等の職員として、又はその委託を受けて、長年にわたり違法駐車防止の街頭指導に従事した者

5 認定申請書を受理したときは、受験票を作成し、速やかに交付又は送付するものとする。

6 認定考查は、修了考查の要領に準じて実施するものとする。

なお、認定考查は、申請の時期、申請者の人数等を勘案し、修了考查と同一の機会に行うことができるものとする。

7 認定書の様式は、委託規則別記様式第2号によるものとする。

8 認定書の再交付は、修了証明書の再交付の要領に準じて実施するものとする。

この要領は、平成18年9月7日から実施する。

## 駐車監視員資格者講習実施細目基準

【第1日目】

日	講習項目	講習細目	時 間	講 習 目 標
	交通警察総説	駐車問題と交通警察	1 時間	<p>駐車問題をはじめとする道路交通を取り巻く諸問題について、道路交通の現状、交通事故の現況、駐車問題の現状等を説明し、これに対処する交通警察の在り方を理解させる。</p> <p>これまでの交通警察による総合的な駐車対策について、具体的な事例を挙げて説明し、理解させる。</p>
		交通警察の基礎知識		<p>警察の責務と組織概要、交通警察の目的、交通安全対策の概要、道路交通法の目的と主な内容、道路交通関係行政等について説明し、交通警察の基礎知識を理解させる。</p>
	新たな駐車対策法制及び駐車監視員制度	違法駐車取締りと確認事務の民間委託のための仕組み	2 時間	<p>交通反則通告制度等の運転者責任の追及及び放置違反金納付命令等の使用者責任の追及のための手続等について説明し、その仕組みを理解させる。</p> <p>確認事務の委託の制度について説明し、理解させる。</p>
		駐車監視員制度の概要		<p>駐車監視員の仕事、駐車監視員資格者証制度、その義務等について説明し、駐車監視員制度を理解させる。</p>
	放置車両の確認に必要な基礎知識（1）	道路の基礎知識	2 時間	<p>道路の意義、分類等について説明し、理解させる。</p>
		車両の基礎知識		<p>車両の意義、分類等について説明し、理解させる。</p>
		交通規制の基礎知識		<p>車両の番号標の意味、識別方法等について説明し、理解させる。</p>
	放置車両の確認に必要な基礎知識（2）～前半	放置車両の意義	2 時間	<p>駐車監視員が確認することとなる放置車両についてその意義、要件、種類等について説明し、理解させる。</p>
		駐車に関する道路交通法の規制		<p>駐停車又は駐車を禁止する場所における違反、駐車の方法違反、時間制限駐車区間における違反等について、その規制、成立要件等を図表等を用いて具体的に説明し、理解させる。</p> <p>駐車禁止除外指定車等について説明し、理解させる。</p>
小 計			7 時間	

【第2日目】

日	講習項目	講習細目	時 間	講 習 目 標
第 二 日	放置車両の確認に必要な基礎知識（2）～後半	放置車両の意義	2時間	駐車監視員が確認することとなる放置車両についてその意義、要件、種類等について説明し、理解させる。 ----- 駐停車又は駐車を禁止する場所における違反、駐車の方法違反、時間制限駐車区間における違反等について、その規制、成立要件等を図表等を用いて具体的に説明し、理解させる。 ----- 駐車禁止除外指定車等について説明し、理解させる。
		駐車に関する道路交通法の規制		
		放置車両の確認等の実施要領等		駐車監視員による放置車両の確認と標章取付けの実施要領について具体的に説明し、駐車監視員が行う事務について理解させる。 ----- 放置車両確認時における相勤者との連携による交通安全確認要領等受傷事故防止について説明し、理解させる。
	放置車両確認時の留意事項	誤りやすい違反種別の認定要領	4時間	個々の違反種別・違反態様ごとに確認事項、入力事項及び確認時の留意事項について図表等を用いて具体的に説明し、理解させる。 ----- 各種違反態様の想定事例に基づき放置車両の確認を行うに際して、誤りやすい違反種別の認定要領を具体的に理解させる。
	基本的心構え及び職務倫理	駐車監視員の責任	1時間	駐車監視員に係る秘密保持義務、みなし公務員制度について説明するとともに、駐車監視員の仕事の社会的意義を説明して、その責任等について理解させる。
	小 計		7時間	

【第3日目】(第2日目から一定期間後)

日	講習項目	講習細目	時 間	講 習 目 標
第 三 日	修了考查	筆記試験 (正誤式50問)	1時間	講習終了1週間後に修了考查を実施して履修状況を考查することは、受講者に講習内容を復習する機会を与え、より講習効果を高めることを目的とする。 (合格基準90%)
	小 計		1時間	

※ 講習時間合計 3日間 (15時間)

## 駐車監視員資格者講習における修了考査の出題配分基準

講 習 項 目	講 習 細 目	出題基準
1 講習項目	駐車問題と交通警察	3
	交通警察の基礎知識	
2 新たな駐車対策法制及び駐車監視員制度の概要	違法駐車取締りと確認事務の民間委託のための仕組み	4
	駐車監視員制度の概要	
3 放置車両の確認に必要な基礎知識（1）	道路の基礎知識	2
	車両の基礎知識	2
	交通規制の基礎知識	2
4 放置車両の確認に必要な基礎知識（2）	放置車両の意義	3
	駐車に関する道路交通法の規制	10
5 放置車両の確認等の実施要領等	放置車両の確認等の実施要領等	4
	受傷事故防止	1
	放置車両確認時の留意事項	10
	誤りやすい違反種別の認定要領	4
6 基本的心構え及び職務倫理	駐車監視員の責任	2
出 題 合 計		50